

農地利用状況の定期調査への衛星写真の活用（事務局報告）

<農林水産省>

○：類型1、●：類型2、◎：類型3

◎ 農地利用状況の定期調査【PHASE 現状：1 - ①、目標：2】

（農地法第2条の2 第30条第1項等）

【規制の概要】

○ 農地法（昭和27年法律第229号）

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

第30条第1項 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

○ 農地法の運用について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号）

第3 遊休農地に関する措置 1 法第30条第1項関係 （2）調査の方法

ウ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真撮影し、その旨を図面等に記録すること。

【関連記事】

○ 衛星画像活用し農地パトロール 解析アプリ実証試験 確認作業の軽減を図る（全国農業新聞2021年10月1日）

雲仙市農業委員会は9月21日・22日の2日間にわたり、同市吾妻町で衛星画像解析アプリを活用した農地パトロールの実証試験を行った。同市農業委員会では農地法に基づき、毎年、市内全農地の利用状況を一筆ずつ確認し、把握した有休農地は農地中間管理機構への貸し付けに誘導するなど、優良農地の確保・有効利用を進めている。しかし、利用状況調査は毎年8月ごろの暑い時期に実施しており、現場で確認する農業委員や農地利用最適化推進委員の熱中症などへの不安を抱えながらの作業となっているのが実情だ。（略）

地区担当の農業委員と推進委員が早朝からタブレット端末を手に現地に入り、耕作放棄地である可能性が70%以上とアプリが判定した農地を一筆ずつ目視で確認。また、70%未満の農地も取りこぼしがないか確認した。実際に操作した委員は「以前の調査より楽になった」と評価する。